

発行
 尼崎市資産統括局
 税務管理部税務管理課
 尼崎市東七松町 1-23-1
 Tel 06-6489-6243

税制改正のお知らせ

《個人住民税》

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）について

《市たばこ税》

旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の税率について、特例税率が廃止され、次の表のとおり4年間に渡って段階的に引き上げられることとなりました。

	現行	H28. 4. 1	H29. 4. 1	H30. 4. 1	H31. 4. 1
市たばこ税	2, 495 円	2, 925 円	3, 355 円	4, 000 円	5, 262 円

※ 税率は、1,000本あたりのもの。

旧3級品の製造たばこの銘柄について

旧3級品の製造たばこに該当する銘柄は、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、及びウルマです。

【お問い合わせは税務管理課まで TEL 06-6489-6243】

[illegible]

家屋の固定資産税の減額措置について

1 耐震改修工事

国土交通省が定める現行の耐震基準に適合する耐震改修を行い、建築士等が証明書を発行した住宅は、1戸あたり120㎡までの固定資産税額の2分の1を翌年度1年度分減額します。

また「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度から2年度分まで減額します。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 昭和57年1月1日以前に建てられ、平成27年12月31日までに一定の耐震改修を行った住宅で、耐震改修費用が50万円超であること

2 省エネ改修工事

国土交通省が定める現行の省エネ基準に適合する改修工事（窓、天井、壁、床の断熱性を高める工事）を行い、建築士等が証明書を発行した住宅は、居住部分について1戸当たり120㎡までの固定資産税額の3分の1を翌年度1年度分減額します。

なお、住宅用太陽光発電装置設置工事は対象外です。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、居住部分が全体の2分の1以上
- ◆ 平成25年4月1日から平成28年3月31日までに省エネ改修を行った住宅
- ◆ 改修工事費が50万円超で、窓の断熱性を高める改修工事を含むこと



3 バリアフリー改修工事

浴室や便所改修、手すり設置等のバリアフリー改修工事を行った住宅は、居住用部分について1戸あたり10㎡までの固定資産税額の3分の1を翌年度1年度分減額します。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は必ず改修工事完了後3ヶ月以内に行ってください。

[要件]

- ◆ 平成19年1月1日以前に建てられた居住部分が全体の2分の1以上の住宅(賃貸部分を除く)で、平成28年3月31日までに一定のバリアフリー改修を行った住宅
- ◆ ①工事完了の翌年1月1日現在で65歳以上の方、②要介護又は要支援認定を受けている方、③障害者の方、のいずれかの方が居住している住宅
- ◆ 改修工事費に関して、補助金を除く自己負担額50万円超であること

4 新築された認定長期優良住宅

平成28年3月31日までに新築された家屋のうち、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅として認定され、居住部分が全体の2分の1以上ある住宅で居住部分の床面積が1戸あたり50㎡以上（貸家共同住宅は40㎡以上）280㎡以下の住宅で、その住宅にかかる固定資産税額（3階建て以上の中高層耐火・準耐火住宅は新築後7年度分、それ以外は5年度分）の2分の1を減額します。減額は1戸当たり120㎡相当分まで。

減額措置を受けるには申告が必要です。申告は申告書に必要書類を添付して必ず認定長期優良住宅が完成した翌年の1月31日までに提出してください。

公的年金等に係る市への申告について

年金支払者に対して「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している方は、公的年金等に係る市への申告が不要となる場合があります。

扶養親族等申告書とは・・・

所得税の課税対象となる方（65歳未満で年間108万円以上、65歳以上で158万円以上の老齢年金を受給された方）に毎年10月下旬から11月下旬にかけて年金支払者から送付される申告書です。（市役所から送付するものではありませんので、ご注意ください。）

《「扶養親族等申告書」は、毎年ご提出していただく必要があります》

- ・ 扶養家族・対象人数等の変更があった場合は、変更箇所について正確にご記入のうえ、ご提出ください。
- ・ 扶養家族・対象人数等に変更がない場合でも、「変更なし」を選択のうえ、ご提出ください。

次に該当する方は今までどおり市役所への申告が必要となります。

確定申告をする必要がない方のうち、

- ・ 公的年金等以外の他の所得がある方（公的年金等以外の所得が給与所得のみの方で勤務先により市役所に給与支払報告書が提出される方は不要です）
- ・ その他所得控除（医療費控除・生命保険控除・寄附金控除等）を受けようとされる方

ふるさと納税の制度が変わりました

平成27年度税制改正を受け、大きく以下の2点が改正され、ふるさと納税がより身近になりました。

平成27年度税制改正により平成27年1月1日以降に行ったふるさと納税より個人市・県民税（特例分）の控除上限額が市・県民税の所得割額の10%から20%に引き上げられました。この改正により、控除額の範囲が広がりました。

「ワンストップ特例制度」が設けられました。これにより、以下の条件を全て満たす方については、確定申告が不要となりました（以下の条件を1つでも満たさない方は、従来どおり確定申告が必要です）。

特例制度の適用を受けた方は、所得税における控除相当分を翌年の住民税において控除します。

＜条件＞

- ・ 確定申告の義務がない方
- ・ ふるさと納税以外に確定申告の必要がない方
- ・ ふるさと納税する自治体が5団体以下の方



お問い合わせ先

市民税課市役所南館2階

電話番号 06-6489-6246

原付バイクの手続きで必要な物一覧表

	必要な物	受付場所
登録	①廃車申告受付済書 グッドライダー防犯登録票 販売証明書と石ずり（注1） 譲渡証明書と石ずり ②本人確認書類	税務管理課（本庁） 阪急塚口サービスセンター JR 尼崎サービスセンター 阪神尼崎サービスセンター
廃車	①プレート ②登録票 ③本人確認書類	

- 登録・廃車を受け付けしているバイクは、50cc～125ccまでのバイクです。
125ccを越えるバイクについては、陸運局（注2）で申請をしてください。
 - 代理の方が来られる場合は、代理の方のご本人確認ができるものをご持参ください。
 - ミニカーと小型特殊車両の登録は本庁のみの受付となっております。
- なお、廃車に関しては、お近くのサービスセンターでも受け付けております。

（注1）車体番号がわかるように鉛筆等で紙などにすりつけたもの。

（注2）神戸運輸管理部兵庫陸運部 Tel 050-5540-2066

問い合わせは税務管理課まで Tel 06-6489-6288

口座振替キャンペーン中

チャンス！ 抽選で賞品をプレゼント！



期間中、新たに口座振替を申し込まれた方の中から、抽選で600名様に、尼崎ゆかりの美味しいプレゼントを贈ります！

- ◆期 間 平成27年4月1日から平成27年10月31日
- ◆対象税目 市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税
- ◆賞品内容 『秘伝調味料セットDX』20名様 / 『調味料2本セット』40名様
『尼崎あんかけチャンポン（2食入り×2セット）』540名様
- ◆申込方法 下記のいずれかの方法で口座振替手続きをしてください。

○金融機関の窓口にて依頼書を提出
（市内の金融機関には依頼書が置いてあります。）

○ペイジー口座振替受付サービス
（市役所納税課や市内各サービスセンターの窓口にて、
金融機関のキャッシュカードを端末機に通し申込む方法です。）

○郵送でのお手続きについては、納税課までお問い合わせください。

※当選発表は、平成28年1月上旬の当選通知の発送をもってかえさせていただきます。

【お問い合わせ：納税課（06-6489-6285）】

尼崎あんかけチャンポン



秘伝調味料セットDX



調味料2本セット